

# 白岡市 D X 推進全体方針

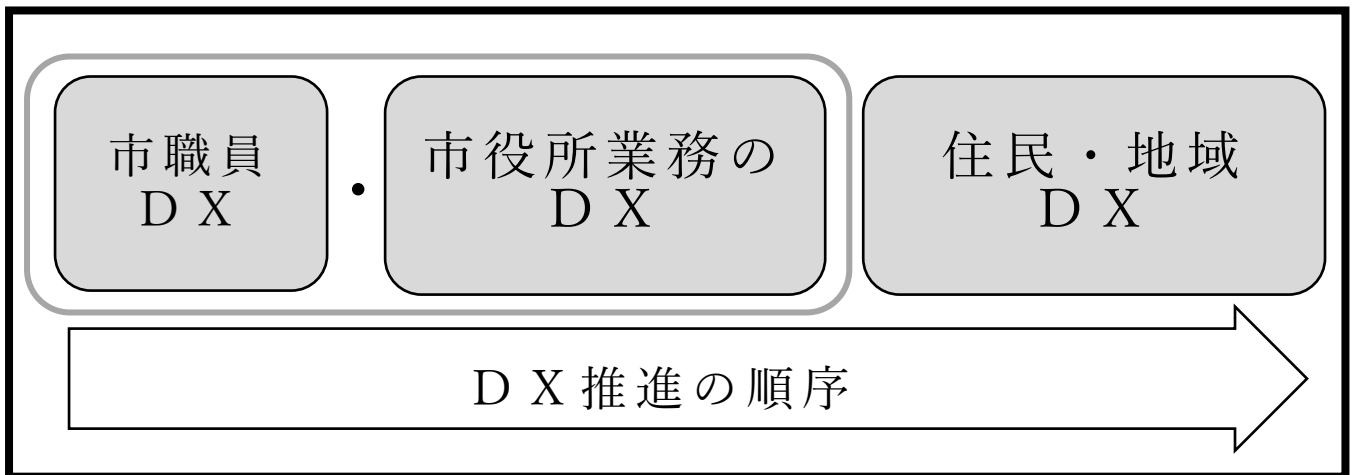
令和 5 年 1 1 月

## 1 D X とは

D X (Digital Transformation : デジタルトランスフォーメーション) とは、デジタル技術やデータを活用し、生活を変革させ、『新たな価値』を創出させることです。

市役所における『新たな価値』には、住民の利便性を向上させることのほか、職員が使用するシステムの改善や業務効率化等も含まれます。

D X を通して住民の利便性を向上させるには、まず市役所、職員の D X を推進する必要があります。住民側の D X を先んじて行ったとしても、受け手側の市役所、職員がアナログ状態であると、受け手に限界が来てしまい、住民側の D X も頭打ちになってしまいます。そのため、D X の順序として、まずシステム等を使用する職員の D X と業務効率化やシステム改善等の市役所業務の D X を行い、次に住民向けの D X を進めていきます。そして、最終的に地域の D X に繋げることを目指します。



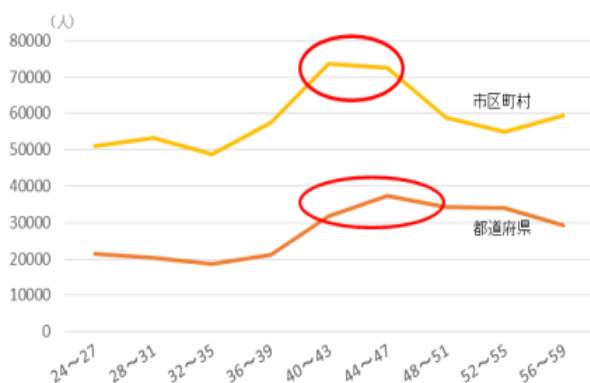
D X の推進による『新たな価値』の創出により、  
白岡市がより住みやすい街となることを  
目指します。

D Xを推進する理由は、今後想定される時代の変化に対応するための手段とするためです。

2040年には団塊ジュニア世代が退職するなど自治体職員の人数が減少することが見込まれています。今後、自治体がこれまでの人員で従来どおりの行政サービスを続けることは困難であり、社会の変化に的確に即応することが難しい状況が想定されます。少子高齢化に伴う労働力人口の減少や多様化する市民ニーズに対応していく必要があります。

年齢別地方公務員数をみると団塊ジュニア世代が相対的に多く、山となっているが、2040年頃には団塊ジュニア世代が65歳以上となる一方、その頃に20歳代前半となる者の数は団塊ジュニア世代の半分程度にとどまる（団塊ジュニア世代の出生数：200～210万人、平成29年出生数：95万人）。

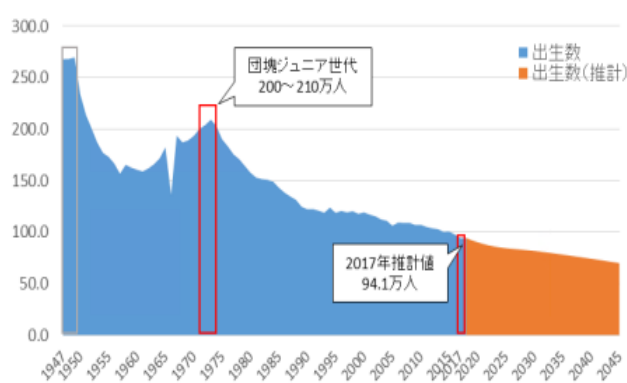
年齢別地方公務員数(2016年度)



出典（左）：総務省給与実態調査（平成28年）

出典（右）：厚生労働省「人口動態統計」及び国立社会保障・人口問題研究所「将来推計人口（H29.4）」

出生数の推移



（「自治体戦略2040構想研究会 第二次報告 平成30年7月」から引用）

これからの時代に対応するためには、既存の行政サービスの仕組みの見直しやサービスユーザー（市民）、システムユーザー（職員）の目線に立ったシステム改善や業務効率化を実施する必要があります。

令和3年7月に総務省から「自治体DX推進手順書」が示されました。推進手順書では、DX推進の手順として、ビジョンと工程表で構成された「全体方針」を決定し、広く共有することを求めています。

本市においても、DX推進のビジョンと工程を明確にする観点から、「白岡市DX推進全体方針」（以下「本方針」という。）を定めます。

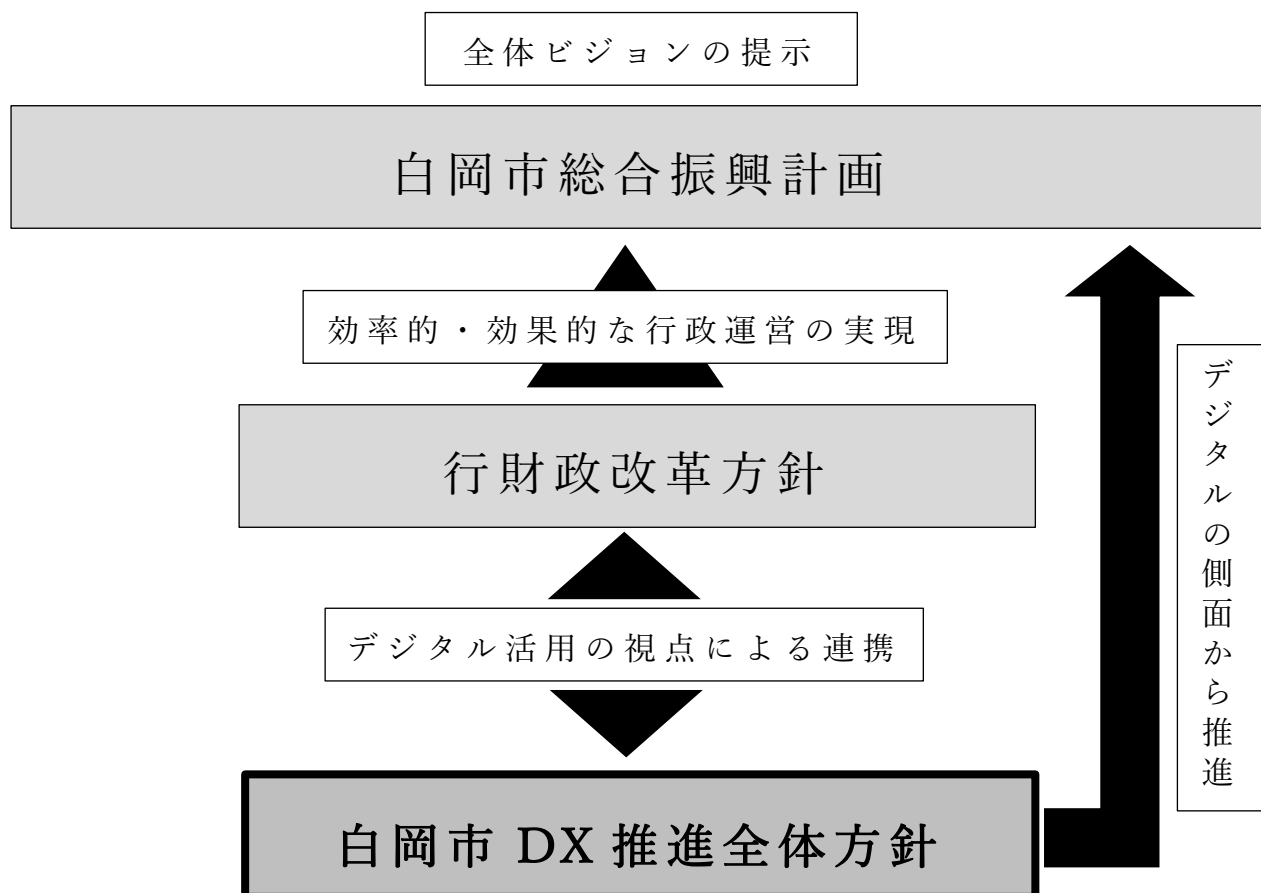
## 2 全体方針の位置づけ

最上位計画である「白岡市総合振興計画」において、重点取組項目の1つとして「行財政改革の推進」を掲げ、その手法として、DXを推進することとしています。本方針は「白岡市総合振興計画」をデジタルの側面から推進するための計画として位置付けます。

また、「官民データ活用推進基本法」に定める市町村官民データ活用推進計画を兼ねるものとしします。

本方針の推進にあたっては、業務の効率化と市民サービスの向上という観点から「行財政改革方針」と連携して取組を進めていきます。

なお、行政計画は3年から5年単位を計画期間として策定することが一般的ですが、デジタル技術は進化し続けるため、その状況に合わせて最も効果的で効率的なデジタル化を推進できるよう、年次で管理する「計画」ではなく臨機応変に対応できる「全体方針」として策定します。



### 3 国や県の動向

#### 【国の動向】

国では、高度なデジタル化社会の実現に向けて、平成28年12月に「官民データ活用推進基本法」を制定し、国及び地方公共団体のデジタル化を進めるための計画の策定を国及び都道府県に義務付けるとともに、市町村に対しても「都道府県官民データ活用推進計画」を勘案した「市町村官民データ活用推進計画」の策定を努力義務としました。

そのような中、コロナ禍による行政手続のデジタル化の必要性や行政機関間のデータ連携の重要性の高まりをうけ、自治体のDXを推進するため、総務省では、令和2年12月に自治体がDXの推進のために重点的に取り組むべき事項及び関係省庁による支援策などについて提示した「自治体DX推進計画」を策定し、また、令和3年7月にはこの計画を踏まえた「自治体DX推進手順書」を示しました。

これにより、自治体が自ら担う行政サービスについて、デジタル技術などを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、業務効率化を図る自治体のDX化を進めていくよう求めています。

#### 【県の動向】

埼玉県では、都道府県官民データ活用推進計画と、県におけるDXの推進方針としての計画を併せ持つ「埼玉県デジタルトランスフォーメーション推進計画」を令和3年3月に策定し、「行政手続のオンライン化」、「行政手続のデジタル化」、「デジタルインフラの整備」など、9つの施策を策定し、「快適で豊かな真に暮らしやすい埼玉県への変革」を目指し、計画的に行政のデジタル化の着実に推進することとしています。

## 4 市の現状

### 【地理・住民関係】

本市は、J R 宇都宮線の 2 つの駅や首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の白岡菖蒲インターチェンジがあり、広域的な交通の利便性が高く、多くの市民が首都圏に通勤、通学等をしています。

市役所等の行政手続きをデジタル化することで、更なる生活の利便性向上を図ることができます。

### 【市の取組・現状】

令和 3 年 8 月に住民票の写しや印鑑登録証明書、転出届をスマートフォンで手続きができるスマート申請を開始しました。

1 1 月に市庁舎及び白岡市保健福祉総合センター（はぴすしらおか）に公衆無線 L A N を導入しました。市民向けのフリー W i - F i のほか、業務用 W i - F i の導入も行い、併せて、端末や周辺機器を準備することで W e b 会議等の環境を整えました。

令和 4 年 1 月に行政手続きにおける個人及び事業者の負担の軽減並びに利便性の向上を図るとともに内部手続きにおける事務の効率化を図るため、申請書等の押印の義務付けを廃止しました。

令和 5 年 1 月から音声テキスト化システム「A I 相談パートナー」を、5 月から自治体専用ビジネスチャットツール「L o G o チャット」を正式に導入しました。7 月からは「L o G o チャット」上において C h a t G P T が利用できる「L o G o A I アシスタント B o t 版」のトライアルを実施し、生成 A I の利用体験を行いました。

今後も引き続き、様々なシステムやツール等に注目しつつ、当市の D X を進めていきます。

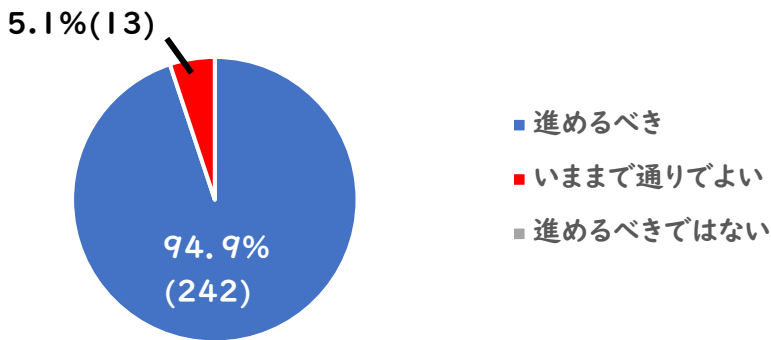
### 【市職員の現状】

令和 4 年 3 月に管理職員向けに「自治体 D X 推進に関する説明会」を実施しました。外部講師を招き、自治体 D X 推進及び基幹系システムの標準化について、講義を行いました。

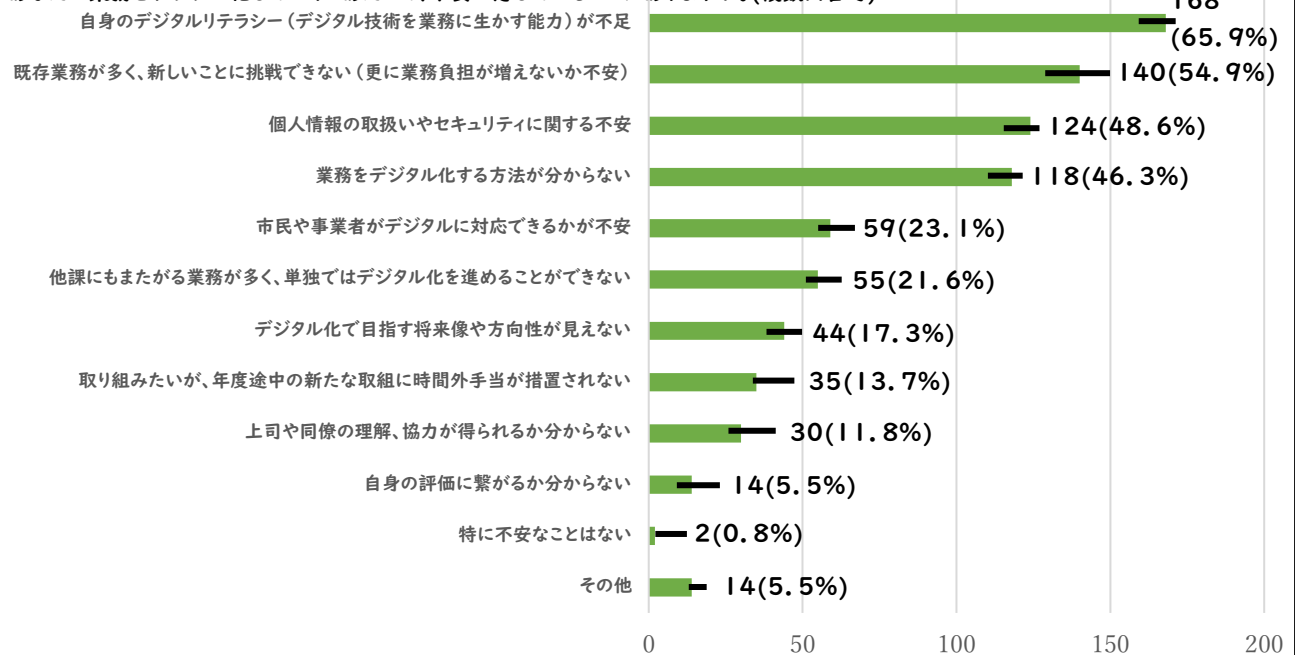
7 月には市職員向けにデジタル化に関するアンケートを実施しました。その結果、職員の大半が「デジタル化を進めるべき」とは意識しているものの、既存業務との兼ね合いや業務負担増、職員自身のデジタルリテラシ

ー不足の懸念から、デジタル化を躊躇しているような状況でした。

市役所としてデジタル化にどう対応していくべきと考えますか。255件の回答（）内は実人数



あなたの業務をデジタル化していくにあたって、不安に感じていることはありますか。(複数回答可)



(令和4年7月 デジタル化に関する白岡市職員向けアンケート結果)

こうした状況を受け、本方針により、行政サービスのデジタル化による市民の利便性の向上や行政事務の効率化に向けた取組を実施していくことで課題の解決を図り、誰もが暮らしやすい白岡市への変革を目指します。

## 5 DX推進のビジョン

【本市が目指すビジョン】

「一人ひとりのニーズに合ったサービスが選択できる、人に優しいデジタル化」の実現

内閣府の「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」においては、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」を目指すため、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を推進することがデジタル社会の目指すビジョンとして示されています。

本市においても、行政手続のオンライン化をはじめとする市民の利便性を向上させるためのDXを推進していく必要があります。

デジタル化を推進し、行政手続等をデジタルで完結できる市民が増えることで、対面での対応が必要な市民に対して、より時間を確保することができます。

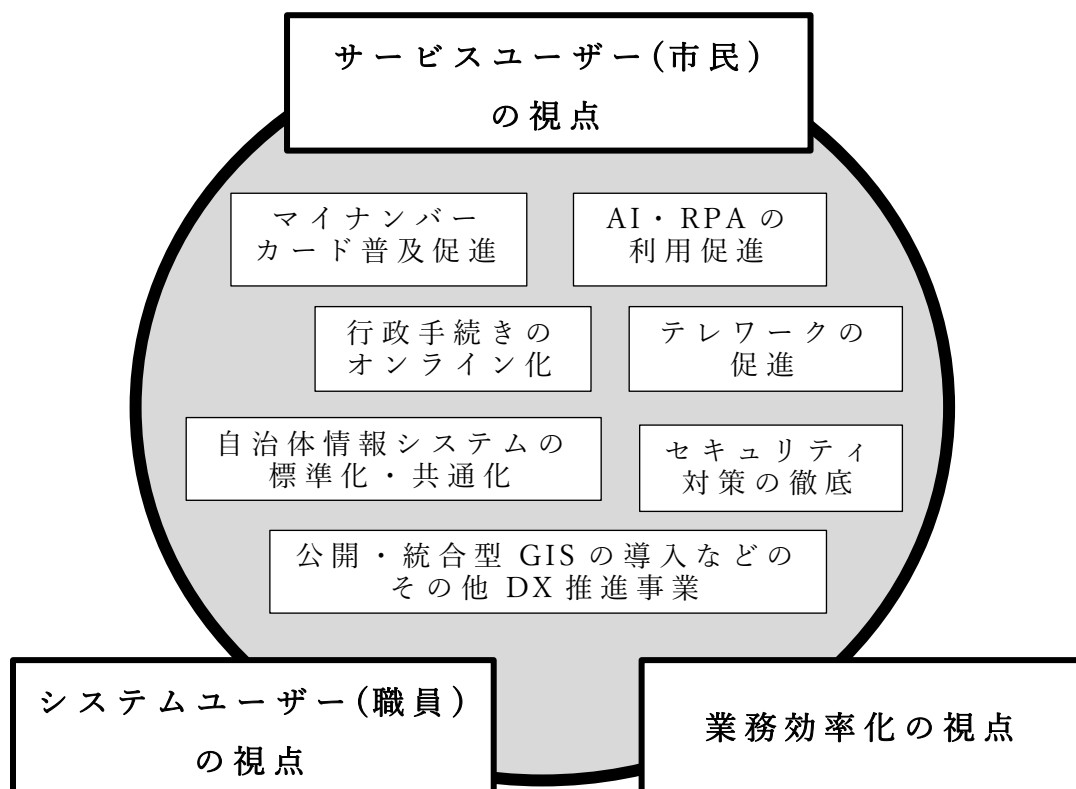
DXは「デジタル化を手段として変革を進めること」という概念であり、単なる新技術の導入ではなく、それに合わせての制度や政策、組織のあり方等を変革していくことが求められています。短期間で実現できるものではないため、長期的な展望を持ちつつ、着実に歩みを進めていくことが重要です。

DXの推進により「一人ひとりのニーズに合ったサービスが選択できる、人に優しいデジタル化」の実現を目指します。

## 6 ビジョン実現に向けた取組

本市を取り巻く課題や新しい生活様式を踏まえた積極的な対応を図るため、次の取組を掲げます。

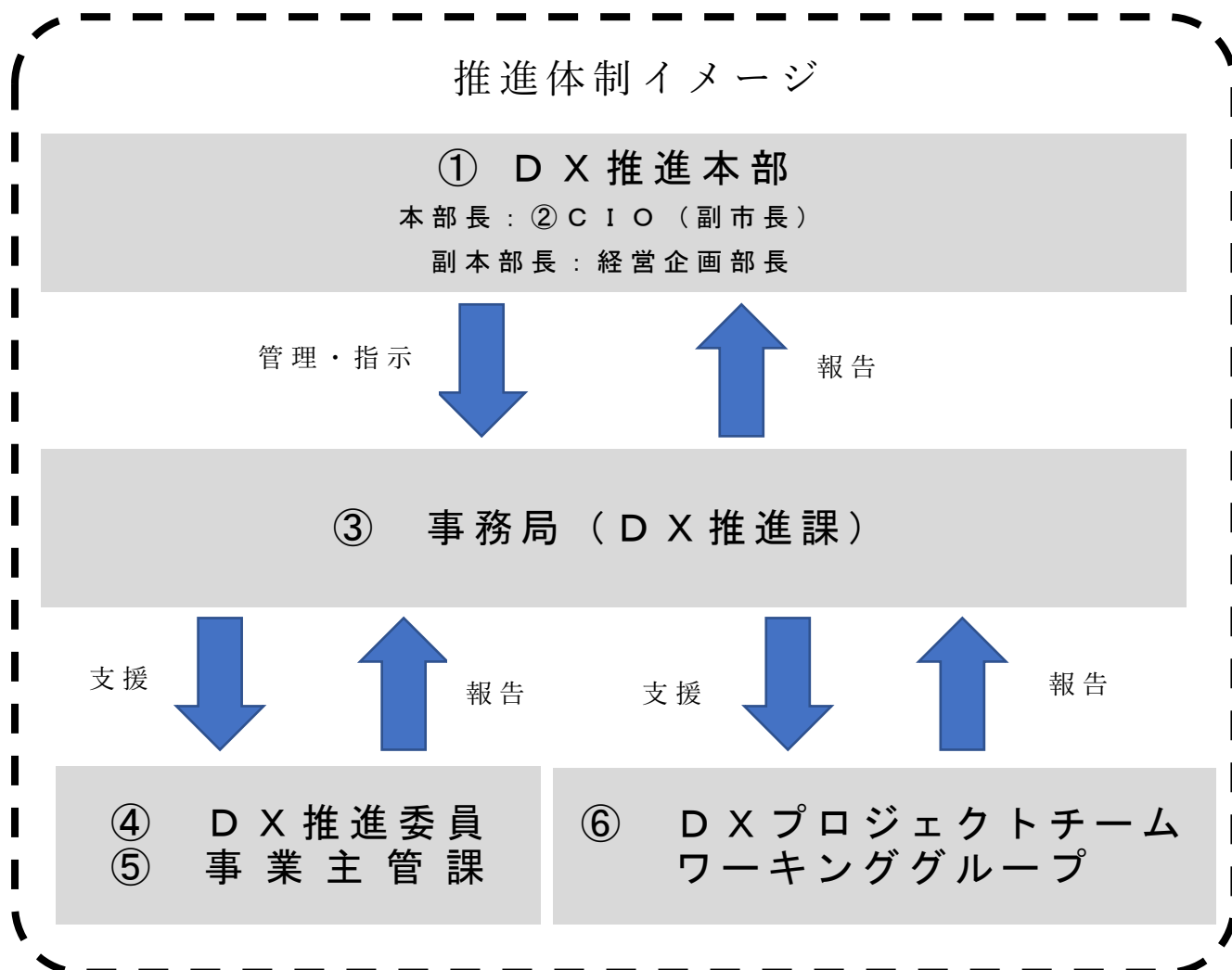
これらに対応するデジタル技術の活用を効果的・効率的に進め、「サービスユーザー（市民）の視点」・「システムユーザー（職員）の視点」・「業務効率化の視点」を踏まえた業務の見直しを実施します。





## 7 推進体制

本市のDX推進にあたっては、庁内横断的に取組を進めることができるよう、CIO（Chief Information Officer の略。最高情報統括責任者）である副市長を本部長、経営企画部長を副本部長、白岡市コンピュータシステム管理運営委員会の委員を本部員として構成する、DX推進本部を設置します。



## ① D X 推進本部

全庁的な D X 推進を図るため、C I O を本部長、経営企画部長を副本部長とし、白岡市コンピュータシステム管理運営委員会の委員を本部員として構成します。

- ・ D X 推進に係る横断的な連絡調整
- ・ D X 推進に係る進行管理、事業評価など

(参考「白岡市コンピュータシステムの管理運営に関する規程（平成10年4月1日）」から抜粋)

第12条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、経営企画部長をもって充てる。

3 副委員長は、経営企画部 D X 推進課長をもって充てる。

4 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 経営企画部企画政策課長
- (2) 総務部総務課長
- (3) 総務部税務課長
- (4) 総務部市民課長
- (5) 健康福祉部福祉課長
- (6) 健康福祉部高齢介護課長
- (7) 健康福祉部保険年金課長
- (8) 健康福祉部子育て支援課長
- (9) 健康福祉部こども保育課長
- (10) 健康福祉部健康増進課長
- (11) 都市整備部道路課長
- (12) 教育部教育指導課長

## ② C I O

最高情報統括責任者（C I O : Chief Information Officer）は庁内マネジメントの中核であり、庁内全般を把握するとともに部局間の調整に力を発揮することができるよう、副市長が兼任することとします。

## ③ 事務局（D X 推進課）

本方針の推進のため、関係部署との調整及び支援などを行います。

- ・ D X に係る情報提供（先行事例など）
- ・ 事業者の紹介
- ・ システム構築や運用の助言
- ・ D X 推進本部への事業報告

## ④ D X 推進委員

各課に D X 推進委員を設置します。推進委員が事務局と事業主管課との連携窓口となり、D X を推進します。

## ⑤ 事業主管課

実施事業の進行管理を行います。

- ・事業化、業務の見直し
- ・予算確保
- ・システムの構築、運用
- ・事務局への事業報告

## ⑥ DXプロジェクトチーム、ワーキンググループ

課を跨ぐような事業については、プロジェクトチームやワーキンググループを設置し、複数課で多角的な視点からDXを推進します。

※令和5年11月時点で立ち上げているプロジェクトチーム等

【プロジェクトチーム(標準化・共通化)】

総務課・税務課・市民課・福祉課・子育て支援課・こども保育課・高齢介護課・保険年金課・健康増進課・教育指導課

(DXプロジェクトチームやワーキンググループ等の今後の想定)

【公開・統合型GIS推進チーム】

安心安全課・税務課・農政課・環境課・街づくり課・道路課・建築課・上下水道課

【電子申請推進チーム】

企画政策課・総務課・安心安全課・財政課・税務課・商工観光課・農政課・市民課・福祉課・子育て支援課・こども保育課・高齢介護課・保険年金課・健康増進課・街づくり課・道路課・建築課・教育指導課・生涯学習課

※上記以外にも庁内横断的なチームやグループを作り、積極的にDX推進を図ります。

## 8 DX推進の工程表

DX推進の工程表は後述の取組を具体的に行政サービス等に反映させていくまでの期間を示します。

なお、工程表に示した取組については、社会情勢の変化や予算編成などにより、内容の変更や実施時期の見直しを行う場合があります。

### (1) 自治体の行政手続のオンライン化

行政手続のオンライン化の推進により、非来庁型の行政サービスを実現し、市民の利便性を向上させます。

市民がマイナンバーカードを用いて申請を行うことが想定される手続きについて、マイナポータル等を活用し、マイナンバーカードを用いてオンライン手続きをできるようにします。これにより、いつでも、どこでも、簡単に行政サービスの利用や手続きが行えるようになり、市民の利便性の向上を図ります。

「転出転入手続きのワンストップ化」や「マイナポータルを活用したオンライン申請」は、マイナンバーカードを用いたオンライン手続きを可能とするためにシステム改修等を実施します。

「スマート申請の拡充」については、既存システム（グラフナー）で現在、住民票の写し等や印鑑登録証明書、転出転入等の住民登録に関する届出のスマートフォンによる申請（スマート申請）が可能となっています。

その範囲を拡充し、戸籍や税証明をスマート申請により取得できるようにします。

取組項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
転出転入手続きのワンストップ化		継続	実施		
マイナポータルを活用したオンライン申請		継続	実施		
スマート申請の拡充 (戸籍・税証明)		継続	実施		

## (2) マイナンバーカードの普及促進

マイナンバーカードは、オンライン上で本人確認を可能とする電子証明書を搭載することができるデジタル社会の基盤となるものです。

ほとんどの市民がマイナンバーカードを保有することを目指し、申請を促進するとともに交付体制を充実させます。

「マイナンバーカード交付申請管理システム」については、令和4年3月に導入しており、マイナンバーカード申請から交付まで一括管理できます。その他、申請書の管理、集計・統計等が容易となり、業務効率化が図れます。

「コンビニ交付」については、令和5年2月にサービスを開始しました。マイナンバーカードを用いることで、コンビニエンスストア等に設置してあるキオスク端末で、市役所に来ずとも住民票の写しや印鑑登録証明書を取得することが可能となります。

また、自治体情報システムの標準化・共通化（令和7年度）の完了後に戸籍や税証明が発行できるよう、交付対象拡大の検討をします。

「キオスク端末の導入」については、コンビニ交付サービスの開始に合わせ、市役所内に設置しました。窓口交付を待たずに住民票の写し等を取得できるほか、コンビニエンスストアと同様のキオスク端末を設置することで、コンビニエンスストアでも取得できることを周知し、コンビニ交付の普及促進を図ります。

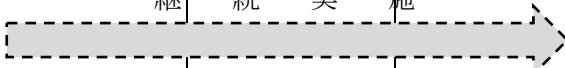


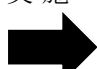
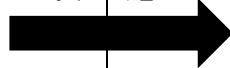


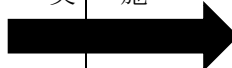
これにより、市民を待たせない行政サービスを提供できるほか、職員の窓口業務負担軽減に繋がります。





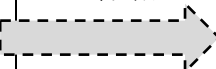
取組項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
マイナンバーカード 交付申請管理 システム		随	時 拡	大	
コンビニ交付		継 続 実 施		拡 大 の 検 討	
キオスク端末の 導入		継 続 実 施			

### (3) 自治体情報システムの標準化・共通化

行政事務の合理化の観点から、国では「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」を定め、令和7年度までに住民基本台帳などの基幹系20業務について、全国すべての市区町村に対して標準化・共通化に対応したシステムへの更新を求めています。

本市においては、国から順次示されている手順書・仕様書に基づき、基幹系システムの標準化・共通化に取り組みます。本市における標準化・共通化に際し、現行システムが多岐の事業者（以下、「ベンダー」とする。）に渡っているため、令和6年度に基幹系システムの統一化を行います。ベンダーを可能な限り、1つにまとめ、標準化・共通化に係る作業の円滑化を図ります。統一化後の基幹系新システムで、国の仕様を満たした標準準拠システムに移行する予定です。

取組項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
推進体制の立ち上げ				
現行システムの概要調査				
R F I 資料作成				
ベンダー提案依頼 ( R F P ) ~ 決定				
基幹系システムの統一化				
標準仕様との比較分析				
文字情報基盤文字対応				

取組項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移行計画		実施 	継続実施 	
条例改正			実施 	
標準準拠システムへの移行			実施 	正式稼働 

#### (4) 自治体 AI・RPA の利用促進

AI や RPA などのデジタル技術は、業務を改善する有効なツールであり、限られた経営資源の中で持続可能な行政サービスの提供を続けていくため、積極的な活用を図る必要があります。

国が策定した AI・RPA 導入ガイドブックなどを参考に、計画的な導入・活用に取り組みます。

「音声テキスト化（AI 相談パートナー）の導入」については、各種会議等の会議録音声データを AI が音声認識することで、自動的に会議録が作成され、業務負担の軽減が図れます。

データ集積による機能の向上や導入費用の負担軽減の観点から、埼玉県主導の複数団体による共同利用の試験導入を実施します。

「RPA を活用した書かない窓口システムの導入」については、市民から職員が申請内容等を聞き取りながら、タブレット端末に入力することで、申請書類が完成し、AI-OCR の活用により、市民には、書かせない行政サービスを提供することができます。

また、書かない窓口システムと市民がオンライン上で事前に申請書類の作成や来庁予約等ができるスマート申請システムが連携することで、更なる窓口の円滑化を図ります。

取組項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
音声テキスト化（AI 相談パートナー）の導入		継続	実施		

取組項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
RPAを活用した書かない窓口システムの導入		随時	拡大		

### (5) テレワークの推進

テレワークは、ICTを活用することで、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方です。

職員一人ひとりのライフスタイルに合った多様な働き方を実現できる「働き方改革」を進める必要があります。

「自治体テレワークシステム」はJ-LIS（地方公共団体情報システム機構）の試行事業を利用し、現在、テレワークシステムを利用できる環境があります。




今後、自宅の端末等を活用したテレワークの実現に向けた運用方針の策定や例規整備をしていきます。

「ログ・資産管理システム（SKYSEA）の導入」はテレワークを実施するうえで、情報セキュリティの観点から、操作ログ等の収集や端末管理をする必要があります。令和4年度にログ・資産管理システムを導入し、ログや端末管理等が容易になりました。引き続き、情報セキュリティの向上を図っていきます。

「庶務事務システムの導入」、「文書管理・電子決裁システムの導入」については、テレワークを行うための環境整備や内部事務の合理化、ペーパーレス化を進めるため、各種システム導入を検討します。

取組項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
自治体テレワークシステム	実	施	に	向	け、
				検	討
ログ・資産管理システム（SKYSEA）の導入		継	続	実	施
庶務事務システムの導入	契		継	続	実
	約		実	施	
	導				
	入				



取組項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
文書管理 ・電子決裁 システムの導入	調査 契約 	導入・実施 	継	続 実 施	



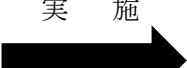

## (6) セキュリティ対策の徹底

ネットワークの三層の対策により、情報セキュリティ対策の抜本的な強化に取り組んでいますが、行政手続のオンライン化、テレワーク、クラウド化など新しい仕組み等に対応していくため、更なるセキュリティ強化が必要になってきます。

市の業務等をデジタル化するにあたり、職員の情報セキュリティ意識向上を図ります。

「情報セキュリティ監査」については、情報セキュリティポリシーの適切な見直しや定期的な外部監査員による監査の実施により、セキュリティ対策の徹底を図ります。

「職員研修の実施」については、定期的に職員研修を実施することで、市職員の情報セキュリティポリシーへの理解を深めるとともに、適切な情報セキュリティ意識を持てるようにします。

取組項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
情報セキュリティ 監査	実 施 	毎	年 度	実 施	
職員研修の実施	実 施 	毎	年 度	実 施	

## (7) その他

「公開・統合型GISの導入」については、市で使用している様々な地理情報（地形図や航空写真等）を一同に集約し利用することで、コスト削減や複数課間の情報共有等の業務効率化を図れます。

また、インターネットで公開することで、住民サービスの向上や窓口負担軽減を図ることができます。

「L G W A N無線化」については、無線（W i - F i）化することで、

L A N配線の必要がなくなり、無線の範囲内であれば、どこでもL G W A Nにアクセスすることができます。会議資料等をデータで見ることができることからペーパーレス化にも繋がります。令和4年度にL G W A N無線が正式稼働し、対応端末では無線による接続を行っています。今後は、拡充を図るため、無線対応端末の増台を行っていきます。

「ICTリテラシーアップ研修」については、W o r dやE x c e l等のO f f i c eや各種デジタルツールの操作研修を実施することで、操作習得のほか、今まで使用していなかった機能を活用することで業務効率化を図ります。

また、ICTリテラシーを上げることで、職員自身のデジタル化への不安要素の払拭にも繋がります。

「チャットツール（L o G oチャット）の有効活用」については、令和4年度から自治体専用ビジネスチャットツール「L o G oチャット」のトライアルを実施し、職員間や外部団体とのコミュニケーションの円滑化や業務利用において有用性が確認できたため、令和5年度に正式稼働を行いました。今後は業務利用や災害対策等、利用拡充を目指していきます。

取組項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
公開・統合型GISの導入		調	査・検	討	
L G W A N無線化		継	続	実	施
ICTリテラシーアップ研修		検	討・実	施	
チャットツール（L o G oチャット）の有効活用	契約	継	続	実	施

## 9 全体方針策定後の社会環境の変化への対応について

全体方針の策定後においても、デジタル庁をはじめとする国の動向や民間の技術革新などを注視し、本市のDX推進のビジョンに資するデジタル化の取組を適宜推進してまいります。

## 用語集

用語	用語解説
A I	Artificial Intelligence の略。人工知能と訳される。人工的な方法による学習、推論、判断などの知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する技術のこと。人間の脳がしている知的活動を行えるようにしたコンピュータシステムのこと。
A I－O C R	O C R は、Optical Character Reader（または Recognition）の略。O C R は、画像データのテキスト部分を認識し、文字データに変換する光学文字認識機能のこと。例えば、紙文書をスキャナーで読み込み、書かれている文字を認識してデジタル化する技術。「A I－O C R」は、O C R に A I 技術を加えたもの。A I 技術を組み合わせることで、機械学習による文字認識率の向上や、帳票フォーマットの設計をせずに、項目を抽出することが可能となる。
D X	Digital Transformation の略。デジタル（Digital）と変革を意味するトランスフォーメーション（Transformation）により作られた造語。「Trans」を「X」と略すことが、英語圏では一般的なため、「D X」が使われている。単なるデジタル化ではなく、現在あるコト、モノをデジタル技術をつかって変革すること。
G I S	Geographic Information System の略。地理情報システムと訳される。基盤的地図データ（航空写真、地形図などの基盤地図）の他に、統計データ（防災施設、避難所、公園など様々な施設等の分布）を用意し、これらのデータごとにレイヤー（layer：層）で重ね合わせて表示が可能となるシステム。

用語	用語解説
I C T	Information and Communication Technology の略。情報通信技術と訳される。通信技術を活用したコミュニケーションのこと。
J - L I S	地方公共団体情報システム機構。国と地方公共団体が共同して運営する地方公共団体の情報システムに関する事務を行う組織。
L A N	Local Area Network の略。一定の限定されたエリアで接続できるネットワークのこと。
L G W A N	Local Government Wide Area Network の略。すべての地方公共団体の組織内ネットワーク（庁内 L A N）を相互接続し、高度なセキュリティを維持した、地方公共団体情報システム機構（J - L I S）が運営する行政専用のネットワークのこと。
R F I	Request For Information の略。情報提供依頼書と訳される。企業や官庁などがシステム等の調達条件等を作成するにあたり、必要な情報を集めるためにベンダーに情報提供を依頼する文書。ベンダーの基本情報や製品の機能要件等の情報提示を求めることができる。
R F P	Request For Proposal の略。情報システムの導入や業務委託を行うにあたり、ベンダーに対して具体的な提案を依頼する文書。この文書には提案の範囲や提案の骨子になる要件や制約条件を記述するため、R F P に対する回答は個別具体的な提案、正確な見積金額などが明記されることとなる。
R P A	Robotic Process Automation の略。ソフトウェアロボットによる事務処理の自動化のこと。定型的な事務処理を自動化することにより、業務効率化を図ることができる。

用語	用語解説
W i - F i	パソコンやスマートフォン等の機器にケーブルをつな がずに、無線でデータを送受信する仕組み。無線L A Nの規格の1つ。
オンライン化	パソコンやスマートフォンなどの電子機器をインター ネットに接続した状態にすること。
オンライン申請	窓口で行っている申請や届出などの手続きが、インタ ーネットに接続されたパソコンやスマートフォンなど を使って自宅や出先でできること。
官民データ活用 推進基本法	官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果 的に推進し、国民が安全で安心して暮らせる社会及び 快適な生活環境の実現に寄与することを目的とする法 律のこと。同法第9条第3項に、市町村による市町村 官民データ活用推進計画の策定が努力義務として規定 されている。
基幹系システム	住民基本台帳や固定資産税など、事業や業務の中核に 直接関わる重要なシステムのこと。
基幹系20業務	①住民記録、②固定資産税、③個人住民税、④法人市 民税、⑤軽自動車税、⑥選挙人名簿管理、⑦国民健康 保険、⑧介護保険、⑨障害者福祉、⑩児童扶養手当、 ⑪生活保護、⑫後期高齢者医療、⑬国民年金、⑭健康 管理、⑮就学、⑯児童手当、⑰子ども・子育て支援、 ⑱戸籍、⑲戸籍の附票、⑳印鑑登録の各業務。
クラウド	データサービスやインターネット技術などが、ネット ワーク上にあるサーバー群（クラウド（雲））にあり、 ユーザーは今までのように自分のコンピューターでデ ータを加工・保存することなく、「どこからでも、必要 な時に、必要な機能だけ」利用することができる新し いコンピューター・ネットワークの利用形態のこと。 また、クラウドの形態で提供されるサービスを「クラ ウドサービス」と言う。

用語	用語解説
コンビニ交付	マイナンバーカード（又は住民基本台帳カード）を利用して市区町村が発行する証明書（住民票の写し、印鑑登録証明書など）が全国のコンビニエンスストアなどのキオスク端末（マルチコピー機）から取得できるサービスのこと。
自治体DX推進計画	総務省が策定し、デジタル・ガバメント実行計画に記載された各施策のうち、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化したもの。
情報セキュリティポリシー	企業や組織において実施する情報セキュリティ対策の方針や行動指針のこと。情報セキュリティポリシーには、社内規定といった組織全体のルールから、どのような情報資産をどのような脅威からどのように守るのかといった基本的な考え方、情報セキュリティを確保するための体制、運用方法、基本方針、対策基準などが具体的に記載されている。
デジタル化	紙など手作業等で行っていたことをデジタル技術に置き換え、効率化を図ったり、生産性を向上させたりすることを指す「デジタイゼーション」と、デジタル技術を使って、ビジネスモデルを変革したり新たな仕組みを創出することを指す「デジタライゼーション」の2つの意味がある。
デジタル庁	2021（令和3）年9月1日に設置された日本の行政機関。デジタル社会の形成に関する内閣の事務を内閣官房と共に助け、その行政事務を迅速かつ重点的な遂行を図ることを目的として内閣に設置された。
テレワーク	tele（離れたところ）とwork（働く）を合わせた造語。ICTを活用し、サテライト勤務、モバイル勤務、在宅勤務など、場所や時間を有効に活用できる柔軟な働き方。

用語	用語解説
電子証明書	信頼できる第三者（認証局）が間違いなく本人であることを電子的に証明するもので、書面取引における印鑑証明書の代わりとなるもの。
ネットワークの三層の対策	自治体の内部ネットワークがマイナンバー利用事務系とL G W A N接続系とインターネット接続系をそれぞれ分離し、それぞれの間の情報のやり取りを制限することで、自治体の情報セキュリティを高める対策。
ベンダー	製品やサービスを販売、供給、納入する事業者のこと。I T関連では販売業者のことを指すケースが多く、ハードウェアベンダー、ソフトウェアベンダー、システムベンダー等細分化して呼称されることもある。
マイナンバーカード	プラスチック製のI Cチップ付きカードで券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー（個人番号）と本人の顔写真などが表示されたもの。本人確認のための身分証明書として利用できるほか、自治体サービス、e-Taxで電子証明書を利用した確定申告など、様々なサービスにも利用できる。
マイナポータル	政府が運営するオンラインサービスで、子育てや介護をはじめとする行政手続のオンライン申請や行政機関からのお知らせなどを確認できるポータルサイトのこと。
ワンストップ	1か所で様々な用事が足りる、何でも揃うという意味。行政においては、従来サービスによって複数に分かれていた窓口を、総合窓口を設けて1か所で行えるようにすることを指す。行政におけるワンストップを、ワンストップサービスという。



附 則

令和 4 年 1 1 月 策定 第 1 版

令和 5 年 4 月 改訂 第 2 版

令和 5 年 1 1 月 改訂 第 3 版